

室蘭開発建設部業務継続計画の概要

◇業務継続計画（BCP）とは◇

大規模地震などの発生によって、ライフライン及び交通網の寸断、また、庁舎・宿舍の崩壊等により平常どおりの業務が行えなくなった場合を想定し、各行政機関・民間事業者等が被災した状況下においても国民生活や社会活動に影響を及ぼす重要業務について、平常どおり継続していくことを目的とした計画を『業務継続計画（BCP）』と云います。

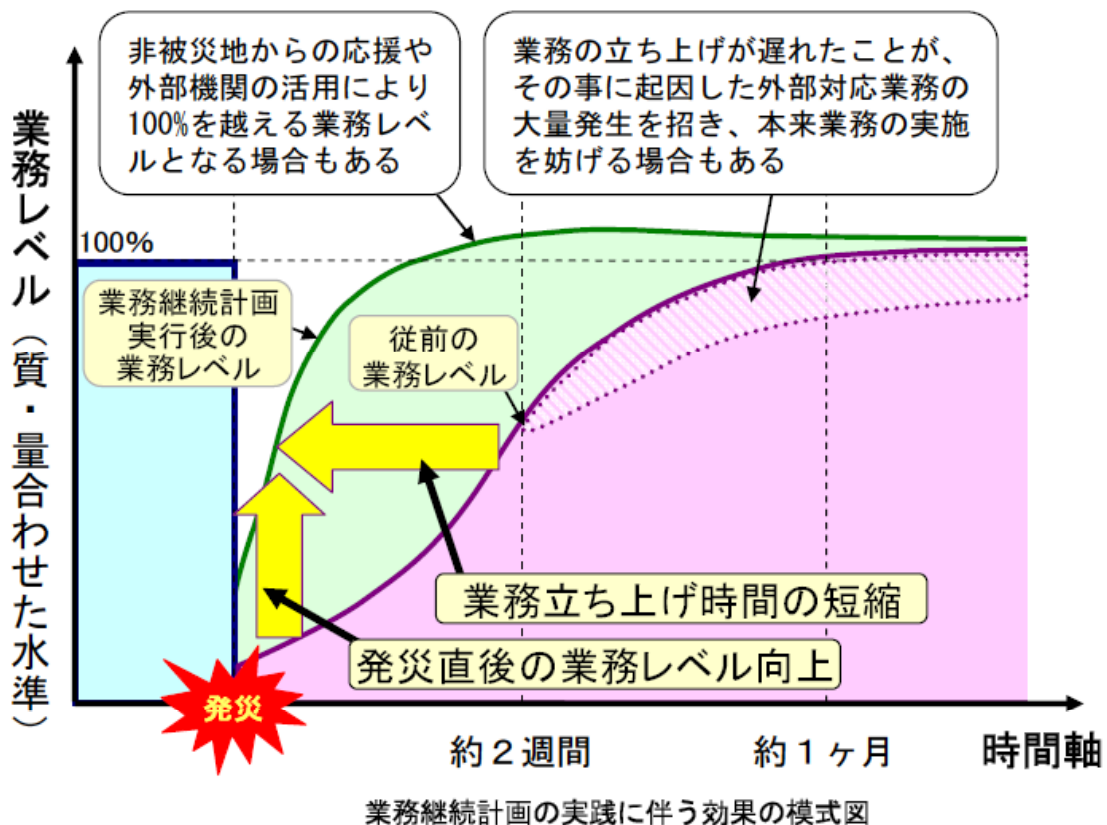
※BCP：Business Continuity Plan

◇BCP策定の背景◇

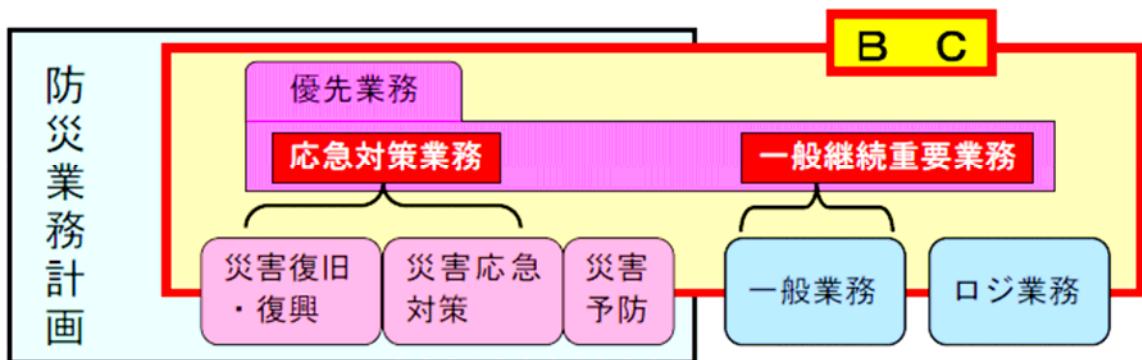
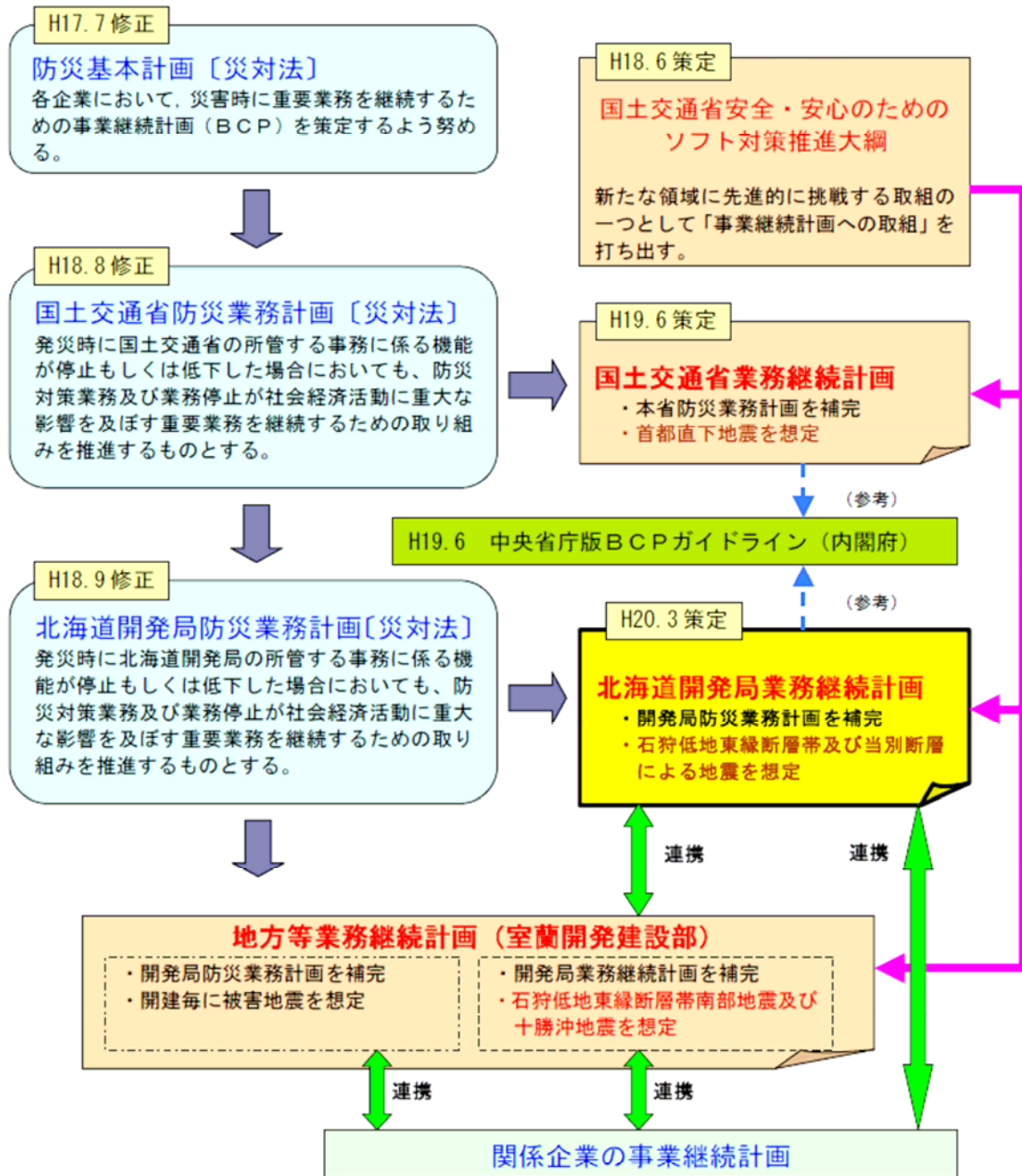
近年、各種災害が多発している中、国土交通省は自身が被災し所管する事務所の機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取組みを推進することとしました（平成18年8月国土交通省防災業務計画による）。

北海道開発局及び各開発建設部では、本方針の基づき個々の地域特性を考慮した事象をもとに業務継続計画を作成することとしました。

室蘭開発建設部では、管内で発生が予想される大地震を抽出したうえで、震度5強の地震により開建本部と事務所等の一部が機能しなくなったことを想定し、室蘭開発建設部が所掌する業務のうち、国民生活や社会活動に直結する重要業務（重要施設の早期復旧等）を継続するための室蘭開発建設部版BCPを作成することとしました。



◇業務継続計画の位置づけ（各種計画の関係）◇



業務継続計画で特定する業務

1. 基本方針

室蘭開発建設部は、自ら被災した場合においても、定められた任務を継続して実施するため、下記の方針に基づいて各種対応の確保を図ります。

- ①被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くします。
- ②国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努めます。
- ③室蘭開発建設部の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保します。
- ④室蘭開発建設部の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分します。

2. 本計画の構成

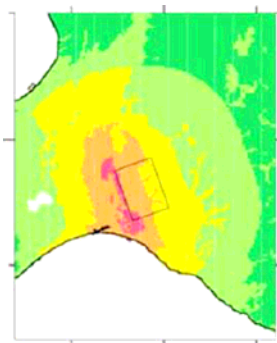
本計画は次の6章で構成しています。

- 第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成
- 第2章 想定被害と業務継続への影響
- 第3章 継続すべき優先業務
- 第4章 業務継続のための執行体制
- 第5章 業務継続のための執務環境の確保
- 第6章 教育・訓練及び計画の見直し

なお、計画本編で定める事項の参考資料のほか、本計画策定のために実施した各種調査結果資料、連絡先情報、備蓄の現状等を取りまとめた「資料編」を合わせて作成しています。

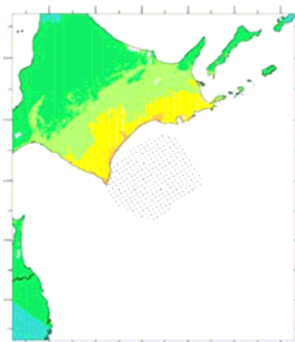
3. 災害の想定

室蘭開発建設部の業務継続計画では、災害の想定として初版は石狩低地東縁断層帯南部及び十勝沖を震源とする地震（マグニチュード7クラスを想定）を対象としました。



- 石狩低地東縁断層帯南部地震（以下、胆振東部地震と言う。）

震度5強以上の地区を含む行政区域
震度6強：安平町、千歳市、苫小牧市
震度6弱：厚真町、むかわ町
震度5強：白老町、日高町、平取町



- 十勝沖地震

震度5強以上の地区を含む行政区域
震度6弱：浦河町、様似町、えりも町
震度5強：新ひだか町



4. 室蘭開発建設部の体制

本業務継続計画では、胆振・日高管内で震度 5 強以上を観測した場合、室蘭開建本部及び事務所等は自動的に「地震に伴う非常体制」を執り、本業務継続計画に基づき、職員の非常参集・安否確認や応急復旧、情報連絡等、災害応急対策業務の重要なものから実施します。

5. 室蘭開発建設部の役割

室蘭開発建設部は、地震発生直後に災害対策本部を立上げ、初動体制に入り、関係機関と連絡を密にし、情報収集・共有するとともに正確かつ迅速な情報発信を行います。

本計画では、防災業務計画等で定めている北海道開発局及び開発建設部の役割に最優先で取組むとともに、それ以外の一般業務のうち特に継続実施が不可欠な業務と併せて、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入します。

(1) 応急対策業務

災害対策本部の各班は、それぞれが応急復旧等について目標時間を定めて対策を進めることとしています。

例えば、管理施設の緊急点検や連絡を行う体制を 1 時間以内に確立し、被災した事務所等のバックアップを発災直後から開始したり、緊急輸送道路の交通確保のために応急復旧対策を行うための活動に人知・機材を集中させるなど、国民生活への影響を最小限に留めるために必要な業務の継続を優先して実施します。

[応急対策業務の例]

- | | |
|---|---------|
| ①管理施設の緊急点検体制の確立 | 1 時間以内 |
| ②関係機関等との情報共有体制の確立 | 3 時間以内 |
| ③発災当初の発動体制確保（ヘリコプター、監視カメラ等による被災状況の情報収集） | 3 時間以内 |
| ④二次災害の防止活動 | 12 時間以内 |
| ⑤緊急輸送のための道路、港湾、緊急河川敷道路等の被害調査 | 1 日以内 |



(2) 一般継続重要業務

上記以外の業務のうち、住民の安全に係る業務や情報公開業務など、業務停止が住民の日常生活に重大な影響を及ぼす重要業務についても早期回復を図ります。

[一般継続重要業務の例]

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ①武力攻撃事態等における緊急対処措置に関する業務 | 3 時間以内 |
| ②胆振東部・十勝沖地震以外（河川の水質事故、その他）の被災対応 | 3 時間以内 |
| ③災害時の通行規制等道路情報に関すること | 1 日以内 |
| ④情報開示請求への対応 | 1 日以内 |

6. 業務継続のための執行体制など

想定した被害想定に基づき、災害に対する平時からの備えとして、執行体制や執務環境の確保について取組むことを定めました。

①地震発生後の体制確保

災害初動対応にあたる参集要員の指定、勤務時間内における職員の行動、職員及び家族の安否確認、指揮命令系統確立のための権限委任

②庁舎・設備

庁舎の安全確認と継続利用にあたっての調整、電源設備の整備、水・食料や簡易トイレ等の備蓄、什器類の固定

③通信設備

通信手段の確保とネットワークのバックアップ

④行政情報システム

蓄積データのバックアップ、メール・インターネット環境の保持、適切な情報提供のための広報体制

⑤庁舎内における負傷者への対応

7. 教育・訓練及び計画の見直し

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平常時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平常時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的に行います。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、非常参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を行い、本計画を持続的に発展させます。

